

# 指定濫用防止医薬品をご購入のみなさまへ

「指定濫用防止医薬品」は、  
濫用した場合に中枢神経系の興奮若しくは抑制又は幻覚を生じるおそれがあり、その防止を図る必要がある医薬品として厚生労働省令で定められた、特別の注意が必要なお薬になります。

ご使用にあたって、ご不明な点やご懸念がある場合については、お気軽に近くの薬剤師又は登録販売者まで、ご相談ください。

ご購入後のご相談は当薬局薬剤師まで